

下呂市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下呂市契約規則（平成16年下呂市規則第47号。以下「規則」という。）第21条の3の規定に基づき、下呂市の郵便入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする入札等)

第2条 郵便入札の対象は、下呂市発注業務等の指名競争入札のうち、下呂市電子入札運用基準（平成18年8月28日決裁）に定めた電子入札の方法により行うものを除き、原則としてすべての案件とし、実施の際は入札の指名の通知において「郵便入札」と表記しなければならない。

(入札書等の提出方法)

第3条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書（別記様式第1号）その他当該入札の指名の通知で指定する書類（以下「入札書等」という。）をあらかじめ開札する期日の前日までに指定された場所に到達するよう一般書留、簡易書留、又は特定記録郵便により郵送しなければならない。ただし、郵送が困難な場合等においては持参も認めるものとし、開札する期日の前日までに指定された場所に提出しなければならない。

- 2 前項の入札書等を提出する場合は、二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書等を封入し仕様書番号、件名、開札日及び入札参加者名を記載し、封緘した上で外封筒により提出するものとする。
- 3 前項の外封筒には、「入札書在中」の表記とともに、開札日及び入札参加者名を記載しなければならない。
- 4 複数の案件を1つの外封筒に封入し提出する場合は、内封筒は、必ず1案件ごとに作成しなければならない。
- 5 この要領に定めるもののほか、入札書等の提出方法は、必要に応じて市長が定め、郵便入札の参加者に提示するものとする。

(入札の辞退)

第4条 入札参加者が、郵便入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を郵送または持参のいずれかの方法により提出しなければならない。

(入札書等の保管等)

第5条 契約担当者は、入札書等が到達したときは、外封筒を開封して入札書等を封緘した内封筒を確認し、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

- 2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 3 持参の場合、入札参加者は、入札書等を封緘した封筒を契約担当者に手渡しし、契約担当者はこれを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

4 郵便入札にかかる費用については、すべて入札参加者の負担とする。

(入札回数)

第6条 郵便入札に付した場合の入札回数は、2回を限度とする。

(入札の無効)

第7条 規則に規定するもののほか、入札書等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

(1) 第3条第1項の規定による提出期限までに到達しなかったとき。

(2) 第3条に規定する提出方法によらずに提出されたとき。

2 前項の規定より無効とされた入札書等は、返却しないものとする。

(入札を延期する場合等の措置)

第8条 郵便事情等により事故が発生したとき又は不正な行為等により必要があると認めるときは当該入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

2 郵便入札の開札を延期する場合は、到達期限までに到達した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとする。

(開札の立会い)

第9条 郵便入札の参加者のうち希望する者があるときは、開札に立合うことができる。

2 開札に立合うことを希望する者は、開札立会申請書(別記様式第2号)を提出することとする。

3 開札の立合いを希望する者がいない場合は、入札事務に関係のない職員が開札に立合うこととする。

(開札)

第10条 開札は、指名の通知に記載した開札日時に行うものとし、入札価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

第11条 開札の結果、落札となるべき価格と同一価格の入札をした郵便入札の参加者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとし、くじ引きは当該入札に関係のない職員が行うものとする。

(入札結果の通知)

第12条 郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に落札決定の通知を行うものとする。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行し、同日以降に指名通知する案件から適用する。

別記様式第1号（第3条関係）

入札書

金 円

仕様書番号 第 号

件 名

本書のとおり入札します。

なお、契約の金額は表記の金額の10%に該当する額を加算した金額とします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者名

印

下呂市長 様

別記様式第2号（第9条関係）

開札立会申請書

仕様書番号 第 号

件 名

上記入札の立会を希望します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

立 会 者

印

下呂市長 様